

# 埼玉県報



埼玉県発行

## 目次

### 告示

○ 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染区域の指定(水環境課)	一
○ 志木都市計画生産緑地地区の変更(みどり再生課)	二
○ 県立社会福祉施設使用料及びび手数料徴収事務委託(社会福祉課)	二
○ 大規模小売店舗の新設に関する公示(商業支援課)	二
○ " " " "	三
○ " " " "	四
○ " " " "	五
○ 大規模小売店舗の変更に関する公示( " " )	六
○ 備前渠用水路土地改良区の役員就退任届(大里農林)	七
○ 葛西・羽生領島中領土地改良区連合の役員就退任届(春日部農林)	八
○ 和光都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧(都市計画課)	八

○ 和光都市計画区域区分の変更の案の縦覧(都市計画課)	八
○ 和光都市計画用途地域の変更の案の縦覧( " " )	八
○ 上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理事業の事業計画の変更(第八回)に係る縦覧公告(市街地整備課)	八
○ 荒川左岸南部流域下水道荒川中継ポンプ場で使用する電気に関する入札公告	九
○ 荒川左岸南部流域下水道事務所(荒川左岸南部下水道事務所)	九
○ 荒川左岸南部流域下水道三崎中継ポンプ場で使用する電気に関する入札公告( " " )	一一
○ 荒川左岸南部流域下水道指扇中継ポンプ場で使用する電気に関する入札公告( " " )	一二
○ 古利根川流域下水道河原井中継ポンプ場で使用する電気に関する入札公告	一二

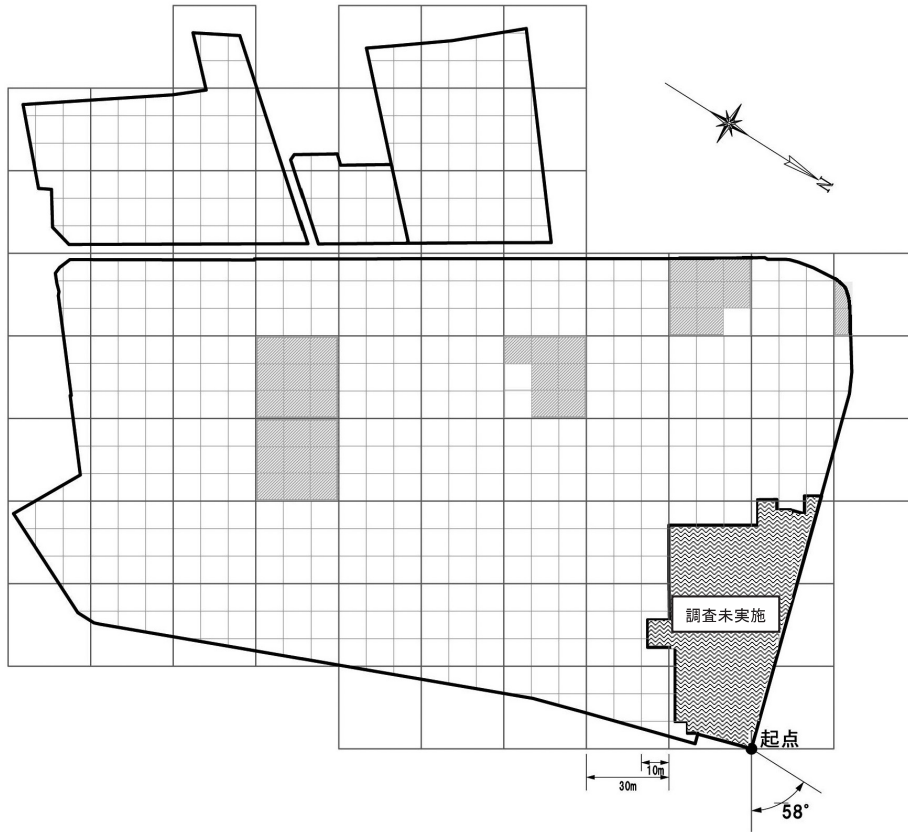
○ 古利根川流域下水道清久中継ポンプ場で使用する電気に関する入札公告( " " )	一六
○ 古利根川流域下水道東中継ポンプ場で使用する電気に関する入札公告( " " )	一八
○ 職員情報総合管理システム(詳細設計等) 開発委託業務に関する入札公告(会計課)	二〇
○ 一般国道百二十二号の区域の変更(杉戸県土)	二二
正誤	
○ 埼玉県訓令第四号中訂正(文書課)	二二

埼玉県告示第五百九十二号	
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第五条第一項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定する。	
平成二十一年四月十四日	
埼玉県知事 上田清司	
一 指定する区域	
別図のとおり(東松山市神明町二丁目一六二七番一の一部、一八八八番一の一部、一八八八番六の一部及び五五二四番一の一部)	
二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第十八条第一項の基準に適合していない特定有害物質の名称	
六価クロム化合物及びシアン化合物	
三 土壤汚染対策法施行規則第十八条第二項の基準に適合していない特定有害物質の名称	
鉛及びその化合物	

## 告示

別 図



〈起点〉  
 起点は、東松山市神明町二丁目5514番1の最北端とする。

〈格子の回転角度:58°〉  
 起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線より構成される格子を、起点を支点に右方向に回転させた角度を示す。

指定区域

埼玉県告示第五百九十三号

志木市から志木都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用す

る同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生課において縦覧に供する。  
 平成二十一年四月十四日  
 埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第五百九十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる施設の使用料及び手数料の徴収事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表下欄に掲げる期間委託した。

平成二十一年四月十四日

埼玉県知事 上田清司

施設等の名称	受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託期間
埼玉県立嵐山郷 埼玉県立皆光園障害者歯科診療所	埼玉県比企郡嵐山町古里千八百四十八番地 社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団 理事長 大澤 文徳	平成二十一年四月一日から 平成二十二年三月三十一日まで
埼玉県立あさか向陽園障害者歯科診療所 埼玉県立そうか光生園障害者歯科診療所 埼玉県障害者交流センター I及び同施設の附属設備		

埼玉県告示第五百九十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年四月十四日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)カスミ宮代SC

南埼玉郡宮代町字道仏二百五十七の一 外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社カスミ 代表取締役 小濱 裕正

茨城県つくば市西大橋五百九十九番地一

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社カスミ 代表取締役 小濱 裕正

茨城県つくば市西大橋五百九十九番地一

未定

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十一年十二月一日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

五千八百八十七平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 合計 三三五台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 合計 二六三台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 合計 五九七平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 合計 一〇三・八立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から翌午前〇時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から翌午前〇時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

位置 図面省略 出入口 二箇所

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時(一部 午前二時から午前六時まで)

ト 届出年月日

平成二十一年三月三十日

二 縦覧期間

平成二十一年四月十四日から平成二十一年八月十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部地域振興センター

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十一年四月十四日から平成二十一年八月十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

#### 埼玉県告示第五百九十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年四月十四日

埼玉県知事 上田 清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)鷺宮南部開発SC

北葛飾郡鷺宮町大字久本寺字谷田百二十六の一 他

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

鷲宮南部開発株式会社 代表取締役 中村 力

北葛飾郡鷲宮町西大輪八百五十八の二の百二

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役社長 亀井 淳

東京都千代田区二番町八番地八 他百五十者

ハ 大規模小売店舗の新設をする日  
平成二十二年十月一日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
五万六千八百八十平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 合計 四、四五一台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 合計 二、二八〇台

荷さばき施設的位置及び面積

位置 図面省略 面積 合計 一、〇六六・八六平方メートル

廃棄物等の保管施設的位置及び容量

位置 図面省略 容量 合計 一、五三三立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から午後十時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

位置 図面省略 出入口 十箇所

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成二十一年三月三十日

二 縦覧期間

平成二十一年四月十四日から平成二十一年八月十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部地域振興センター

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十一年四月十四日から平成二十一年八月十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第五百九十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年四月十四日

埼玉県知事 上田 清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ本庄店

本庄市小島字三笠山十七番 外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 加藤 修一

茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 加藤 修一

茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十一年十二月一日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
六千四百一平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 合計 三八一台

駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場一、三 位置 図面省略 収容台数 合計 一〇一台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 七八平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 四二立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前十時から午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分から午後九時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

位置 図面省略 出入口 合計 三箇所

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前九時から午後八時

ト 届出年月日

平成二十一年三月三十一日

二 縦覧期間

平成二十一年四月十四日から平成二十一年八月十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十一年四月十四日から平成二十一年八月十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

#### 埼玉県告示第五百九十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年四月十四日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)川越旭町ショッピングセンター

川越市旭町二丁目十二の十二外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社いなげや 代表取締役 遠藤 正敏

東京都立川市栄町六丁目一番地の一

株式会社サビアコーポレーション 代表取締役 吉村 享

東京都立川市栄町六丁目一番地の一

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社いなげや 代表取締役 遠藤 正敏

東京都立川市栄町六丁目一番地の一 他

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十一年十二月一日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

四千五百十六平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

建物内駐車場 位置 図面省略 収容台数 三〇〇台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 合計 二八八台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 二二五平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 三九立方メートル

へ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から午後九時四十五分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

位置 図面省略 四箇所  
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成二十一年三月三十一日

二 縦覧期間

平成二十一年四月十四日から平成二十一年八月十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十一年四月十四日から平成二十一年八月十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第五百九十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年四月十四日

埼玉県知事 上田 清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

加須市大門町二十番五十八号

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 駐車場 位置 図面省略 収容台数 三箇所 六〇四台

(変更後) 駐車場 位置 図面省略 収容台数 二箇所 五八四台

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 出入口 位置 図面省略 数 四箇所

(変更後) 出入口 位置 図面省略 数 三箇所

ハ 変更年月日

平成二十一年十一月三十日

二 届出年月日

平成二十一年三月三十日

二 縦覧期間

平成二十一年四月十四日から平成二十一年八月十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部地域振興センター

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十一年四月十四日から平成二十一年八月十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第六百号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、  
備前渠用水路土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏  
名及び住所について、次のとおり届出があつた。

平成二十一年四月十四日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名 氏名 住所

理事	武藤照夫	本庄市宮戸四五番地
同	飯島安雄	深谷市北阿賀野三四番地
同	金井達雄	同 矢島七六五番地
同	根岸幹夫	同 内ヶ島五八四番地
同	吉田光雄	同 高畑五二九番地
同	濱野篤扶	同 田谷二八九番地
同	齋藤恭彦	同 原郷三一二番地
同	植竹康之	同 新井三〇七番地
同	高野太直	同 宮ヶ谷戸一六四番地
同	倉上貞夫	同 明戸五六番地
同	浅見義郎	熊谷市男沼五七四番地一
同	増田定雄	同 市ノ坪二二六番地
同	大岡健夫	同 八木田一七〇番地一
同	原口信夫	同 飯塚三九二番地
同	橋本茂信	同 妻沼二四三四番地一
同	田久勝市	同 同 一三一八番地一
同	井田博則	同 弥藤吾二二九番地

二 退任

職名 氏名 住所

理事	小鮎良一	熊谷市江波三九六番地一
同	青木勇喜	同 八ッ口八六〇番地一
同	長谷川忠雄	同 上須戸六五三番地
同	村田昭雄	同 善ヶ島六七六番地
監事	高田博之	深谷市上敷免三二二番地
同	小暮友也	同 江原九六七番地二
同	掛川久敬	熊谷市永井太田四三七番地
同	井田正夫	同 弥藤吾一四九六番地

理事	福地健太郎	深谷市町田五四〇番地
同	茂木重知	同 矢島八七二番地
同	根岸幹夫	同 内ヶ島五八四番地
同	高木將夫	同 高畑一〇三番地二
同	濱野篤扶	同 田谷二八九番地
同	大沢清之	同 原郷四〇三番地
同	植竹康之	同 新井三〇七番地
同	高野太直	同 宮ヶ谷戸一六四番地
同	茂木之治	同 明戸四七四番地一
同	浅見義郎	熊谷市男沼五七四番地一
同	増田定雄	同 市ノ坪二二六番地
同	根岸昇	同 原井一二七番地
同	原口信	同 飯塚三九二番地
同	橋本茂	同 妻沼二四三四番地一
同	田久勝一	同 同 一三一八番地一
同	針ヶ谷貞雄	同 弥藤吾一八〇七番地
同	内田米三	同 江波四〇三番地一
同	稲村昌英	同 八ッ口二二二番地
同	新井昌勝	同 上須戸八五七番地
同	関根正	同 善ヶ島六八五番地一
監事	高田善二	深谷市上敷免一七三番地

監事 菊池美善 深谷市上増田二六一番地  
 同 掛川久敬 熊谷市永井太田四三七番地  
 同 青木一 同 弥藤吾二四一七番地

埼玉県告示第六百一十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、葛西・羽生領島中領土地改良区連合から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。  
 平成二十一年四月十四日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名 氏名 住所  
 理事 竹内榮太郎 吉川市吉川二丁目一三番地三  
 監事 白石孝司 北葛飾郡杉戸町大字堤根二六九七番地  
 同 門倉武雄 加須市大字南大桑三四四二番地

二 退任

職名 氏名 住所  
 理事 大熊庄一郎 三郷市茂田井六八三番地  
 監事 森泉昭士 春日部市備後東一丁目七番六号  
 同 川鍋昇 同 水角四七九番地

埼玉県告示第六百一十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年四月十四日

埼玉県知事 上田清司

都市整備課 縦覧期間

平成二十一年四月十四日から平成二十一年四月二十八日まで

埼玉県告示第六百三十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年四月十四日

埼玉県知事 上田清司

一 都市計画の種類及び名称

和光都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 市街化区域に変更する土地の区域

新倉二丁目、四丁目、五丁目、六丁目及び七丁目の各一部並びに白子三丁目の一部

ロ 市街化調整区域に変更する土地の区域

変更なし

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県朝霞県土整備事務所、和光市建設部都市整備課

四 縦覧期間

平成二十一年四月十四日から平成二十一年四月二十八日まで

埼玉県告示第六百四十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

一 都市計画の種類及び名称

和光都市計画用途地域

二 都市計画を変更する土地の区域

和光市新倉二丁目、四丁目、五丁目、六丁目及び七丁目の各一部

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県朝霞県土整備事務所、和光市建設部都市整備課

埼玉県告示第六百五十五号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第五十五条第十三項において準用する同条第一項の規定により、上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理事業の事業計画を公衆の縦覧に供するので、土地区画整理法施行令(昭和三十年政令第四十七号)第三条の規定により、次の

平成二十一年四月十四日

埼玉県知事 上田清司



とおり公告する。  
なお、この事業計画(都市計画において定められた事項を除く。)について意見のある利害関係者は、平成二十一年五月十二日(火)までに埼玉県知事に意見書を提出することができる。

平成二十一年四月十四日

埼玉県知事 上田 清司

一 縦覧期間

平成二十一年四月十五日(水)から  
同月二十八日(火)まで  
二 縦覧時間  
午前八時三十分から午後五時まで  
三 縦覧場所  
埼玉県北足立郡伊奈町大字小室九千四百五十四番地一  
埼玉県伊奈新都市建設事務所

埼玉県告示第六百六号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十一年四月十四日

埼玉県知事 上田 清司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

荒川左岸南部流域下水道荒川中継ポンプ場で使用する電気 予定使用電力量

574,808キロワット時

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 供給期間

平成21年7月1日(水)から平成22年6月30日(水)まで。ただし、平成22年度において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があり、履行業務の対価の支払いが困難となる場合、当該契約は解除する。

(4) 供給場所

荒川中継ポンプ場

(5) 入札方法

入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価(kWh単価)及び使用電力量に対する単価(kWh単価。同一月においては単一のものとする。)を根拠(小数点以下を含むことができる。)とし、県が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価とすること。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 入札に参加することができる者は、本人札に参加するために必要な資格確認を受けた者に限る。

(2) 入札参加者の資格

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 国又は地方自治体において電力調達の契約に係る指名停止等の措置を受けていない者であること。

ウ 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づく指名除外措置を受けていない者であること。

エ 埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止期間中でない者であること。

オ 電気事業法(昭和39年法律第170号)第3条第1項の規定による許可(同条第2項の一般電気事業に係るものに限る。)を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定による特定規模電気事業の届出を行っている者であること。

カ 上記1(1)の数量の電気を供給する能力を有する者であること。

(3) 参加資格要件の確認基準日

平成21年5月13日(水)とする。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒336-0026 埼玉県さいたま市南区辻8丁目27番20号 埼玉県荒川左岸南部下水道事務所 総務・管理担当 杉山 学 電話048-861-2051

(2) 入札説明書の交付場所及び期間

<p>ア 場所 埼玉県荒川左岸南部下水道事務所</p> <p>イ 期間 この公告の日から平成21年4月30日(木)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで。</p> <p>なお、埼玉県荒川左岸南部下水道事務所ホームページからも入手することができます。</p> <p>ホームページ <a href="http://www.pref.saitama.lg.jp/A10/BE01/sagannanbu/top.html">http://www.pref.saitama.lg.jp/A10/BE01/sagannanbu/top.html</a></p>	<p>部下水道事務所 総務・管理担当</p> <p>イ 受領期限 平成21年5月27日(水) 午後5時</p> <p>ウ 提出方法 書留郵便によること。</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 入札保証金及び契約保証金 ア 入札保証金 入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。</p> <p>イ 契約保証金 契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。</p>
<p>(3) 参加資格審査の申請等 本人札に参加を希望する者は、入札参加表明書及び資格確認書類を持参により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。</p>	<p>(2) 入札の無効 次に掲げる入札書は、無効とする。</p> <p>ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書</p> <p>イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書</p> <p>ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書</p>
<p>ア 提出場所 埼玉県荒川左岸南部下水道事務所 総務・管理担当</p> <p>イ 提出期限 平成21年5月11日(月)から同月13日(水)までの午前9時から午後5時まで</p>	<p>(3) 契約書作成の要件</p> <p>(4) 落札者の決定方法 財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。</p>
<p>ウ 提出方法 日時を予約し、直接持参すること。</p> <p>エ 結果の通知 入札参加資格要件を満たしているか否かの通知(確認結果通知書)は、平成21年5月21日(木)に発送する。</p>	<p>(5) 手続における交渉の有無 無</p> <p>(6) 支払条件 発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。</p>
<p>(4) 入札・開札の場所及び日時 ア 場所 〒336-0026 埼玉県さいたま市南区辻8丁目27番20号 埼玉県荒川左岸南部下水道事務所 3階入札室</p> <p>イ 日時 平成21年5月28日(木) 午前10時00分</p>	<p>(7) その他詳細は、入札説明書による。</p>
<p>(5) 郵便による場合の入札書のあて先、受領期限及び提出方法 ア あて先 〒336-0026 埼玉県さいたま市南区辻8丁目27番20号 埼玉県荒川左岸南</p>	

## 埼玉県告示第六百七号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十一年四月十四日

埼玉県長 上田 豊 臣

## 1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量  
荒川左岸南部流域下水道三崎中継ポンプ場で使用する電気 予定使用電力量  
664,444キロワット時
- (2) 調達案件の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 供給期間  
平成21年7月1日(水)から平成22年6月30日(水)まで。ただし、平成22年度において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があり、履行業務の対価の支払いが困難となる場合、当該契約は解除する。
- (4) 供給場所  
三崎中継ポンプ場
- (5) 入札方法

入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価(kWh単価)及び使用電力量に対する単価(kWh単価。同一月においては単一のものとする。)を根拠(小数点以下を含むことができる。)とし、県が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価とすること。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

- (1) 入札に参加することができる者は、本入札に参加するために必要な資格確認を受けた者に限る。

## (2) 入札参加者の資格

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 国又は地方自治体において電力調達の契約に係る指名停止等の措置を受けていない者であること。

ウ 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づく指名除外措置を受けていない者であること。

エ 埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止期間中でない者であること。

オ 電気事業法(昭和39年法律第170号)第3条第1項の規定による許可(同条第2項の一般電気事業に係るものに限る。)を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定による特定規模電気事業の届出を行っている者であること。

カ 上記1(1)の数量の電気を供給する能力を有する者であること。

## (3) 参加資格要件の確認基準日

平成21年5月13日(水)とする。

## 3 入札書の提出場所等

## (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒336-0026 埼玉県さいたま市南区辻8丁目27番20号 埼玉県荒川左岸南部下水道事務所 総務・管理担当 杉山 学 電話048-861-2051

## (2) 入札説明書の交付場所及び期間

## ア 場所

埼玉県荒川左岸南部下水道事務所

## イ 期間

この公告の日から平成21年4月30日(木)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで。

なお、埼玉県荒川左岸南部下水道事務所ホームページからも入手することができる。

ホームページアドレス

<http://www.pref.saitama.lg.jp/A10/BE01/sagannanbu/top.html>

(3) 参加資格審査の申請等  
本人札に参加を希望する者は、入札参加表明書及び資格確認書類を持参により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

ア 提出場所

埼玉県荒川左岸南部下水道事務所 総務・管理担当

イ 提出期限

平成21年5月11日(月)から同月13日(水)までの午前9時から午後5時

まで

ウ 提出方法

日時を予約し、直接持参すること。

エ 結果の通知

入札参加資格要件を満たしているか否かの通知(確認結果通知書)は、平成21年5月21日(木)に発送する。

(4) 入札・開札の場所及び日時

ア 場所

〒336-0026 埼玉県さいたま市南区辻8丁目27番20号 埼玉県荒川左岸南部下水道事務所 3階入札室

イ 日時

平成21年5月28日(木) 午前9時30分

(5) 郵便による場合の入札書のあて先、受領期限及び提出方法

ア あて先

〒336-0026 埼玉県さいたま市南区辻8丁目27番20号 埼玉県荒川左岸南部下水道事務所 総務・管理担当

イ 受領期限

平成21年5月27日(水) 午後5時

ウ 提出方法

書留郵便によること。

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗

じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(2) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書

(3) 契約書作成の要否  
要

(4) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(7) その他詳細は、入札説明書による。

~~~~~

埼玉県告示第百八号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十一年四月十四日

埼玉県知事 田 熊 匠

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

荒川左岸南部流域下水道指扇中継ポンプ場で使用する電気 予定使用電力量

258,235キロワット時

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 供給期間

平成21年7月1日(水)から平成22年6月30日(水)まで。ただし、平成22年度において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があり、履行業務の対価の支払いが困難となる場合、当該契約は解除する。

(4) 供給場所

指扇中継ポンプ場

(5) 入札方法

入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価(kWh単価)及び使用電力量に対する単価(kWh単価。同一月においては単一のものとする。)を根拠(小数点以下を含むことができる。)とし、県が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価とすること。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 入札に参加することができる者は、本入札に参加するために必要な資格確認を受けた者に限る。

(2) 入札参加者の資格

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 国又は地方自治体において電力調達の契約に係る指名停止等の措置を受けていない者であること。

ウ 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づく指名除外措置を受けていない者であること。

エ 埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止期間中でない者であること。

オ 電気事業法(昭和39年法律第170号)第3条第1項の規定による許可(同条第2項の一般電気事業に係るものに限る。)を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定による特定規模電気事業の届出を行っている者であること。

カ 上記1(1)の数量の電気を供給する能力を有する者であること。

(3) 参加資格要件の確認基準日

平成21年5月13日(水)とする。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒336-0026 埼玉県さいたま市南区辻8丁目27番20号 埼玉県荒川左岸南部下水道事務所 総務・管理担当 杉山 学 電話048-861-2051

(2) 入札説明書の交付場所及び期間

ア 場所

埼玉県荒川左岸南部下水道事務所

イ 期間

この公告の日から平成21年4月30日(木)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで。

なお、埼玉県荒川左岸南部下水道事務所ホームページからも入手することができる。

ホームページアドレス

<http://www.pref.saitama.lg.jp/A10/BE01/sagannanbu/top.html>

(3) 参加資格審査の申請等

本入札に参加を希望する者は、入札参加表明書及び資格確認書類を持参により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

ア 提出場所

埼玉県荒川左岸南部下水道事務所 総務・管理担当

イ 提出期限

平成21年5月11日(月)から同月13日(水)までの午前9時から午後5時まで

- ウ 提出方法
  - 日時を予約し、直接持参すること。
- エ 結果の通知
  - 入札参加資格要件を満たしているか否かの通知(確認結果通知書)は、平成21年5月21日(木)に発送する。
- (4) 入札・開札の場所及び日時
  - ア 場所
    - 〒336-0026 埼玉県さいたま市南区辻8丁目27番20号 埼玉県荒川左岸南部下水道事務所 3階入札室
  - イ 日時
    - 平成21年5月28日(木) 午前10時30分
- (5) 郵便による場合の入札書のあて先、受領期限及び提出方法
  - ア あて先
    - 〒336-0026 埼玉県さいたま市南区辻8丁目27番20号 埼玉県荒川左岸南部下水道事務所 総務・管理担当
  - イ 受領期限
    - 平成21年5月27日(水) 午後5時
  - ウ 提出方法
    - 書留郵便によること。
- 4 その他
  - (1) 入札保証金及び契約保証金
    - ア 入札保証金
      - 入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
    - イ 契約保証金
      - 契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
  - (2) 入札の無効
    - 次に掲げる入札書は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
  - イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
  - ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書
- (3) 契約書作成の要否
- (4) 落札者の決定方法
  - 財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (5) 手続における交渉の有無
  - 無
- (6) 支払条件
  - 発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。
- (7) その他詳細は、入札説明書による。

埼玉県告示第百九号

次のような一般競争入札に付する。

平成二十一年四月十四日

埼玉県長 田 中 健 一

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量
  - 古利根川流域下水道河原井中継ポンプ場で使用する電気 予定使用電力量 199,060キロワット時
- (2) 調達案件の仕様等
  - 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 供給期間
  - 平成21年7月1日(水)から平成22年6月30日(水)まで。ただし、平成22年度において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があり、履行業務の対価の支払いが困難となる場合、当該契約は解除する。
- (4) 供給場所
  - 河原井中継ポンプ場

- (5) 入札方法  
 入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価（kWh単価）及び使用電力量に対する単価（kWh単価。同一月においては単一のものとする。）を根拠（小数点以下を含むことができる。）とし、県が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価とすること。  
 なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 競争入札参加資格
- (1) 入札に参加することができる者は、本入札に参加するために必要な資格確認を受けた者に限る。
- (2) 入札参加者の資格
- 入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。
- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 国又は地方自治体において電力調達の契約に係る指名停止等の措置を受けていない者であること。
- ウ 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成19年3月27日付け出物第1153号）に基づく指名除外措置を受けていない者であること。
- エ 埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止期間中でない者であること。
- オ 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定による許可（同条第2項の一般電気事業に係るものに限る。）を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定による特定規模電気事業の届出を行っている者であること。
- カ 上記1(1)の数量の電気を供給する能力を有する者であること。
- (3) 参加資格要件の確認基準日  
 平成21年5月13日（水）とする。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先  
 〒361-0023 埼玉県行田市長野952番1号 埼玉県荒川左岸北部下水道事務所 総務・管理担当 川辺 久美子 電話048-564-0018
- (2) 入札説明書の交付場所及び期間
- ア 場所  
 埼玉県荒川左岸北部下水道事務所
- イ 期間  
 この公告の日から平成21年4月30日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで。  
 なお、埼玉県荒川左岸北部下水道事務所ホームページからも入手することができる。  
 ホームページアドレス  
[http://www.pref.saitama.lg.jp/A10/BE\\_03/homepage/top.html](http://www.pref.saitama.lg.jp/A10/BE_03/homepage/top.html)
- (3) 参加資格審査の申請等  
 本入札に参加を希望する者は、入札参加表明書及び資格確認書類を持参により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。
- ア 提出場所  
 埼玉県荒川左岸北部下水道事務所 総務・管理担当
- イ 提出期限  
 平成21年5月11日（月）から同月13日（水）までの午前9時から午後5時まで
- ウ 提出方法  
 日時を予約し、直接持参すること。
- エ 結果の通知  
 入札参加資格要件を満たしているか否かの通知（確認結果通知書）は、平成21年5月21日（木）に発送する。
- (4) 入札・開札の場所及び日時
- ア 場所  
 〒361-0023 埼玉県行田市長野952番1号 埼玉県荒川左岸北部下水道事務所 2階入札室

- イ 日時  
平成21年5月28日(木) 14時15分
- (5) 郵便による場合の入札書のあて先、受領期限及び提出方法  
ア あて先  
〒361-0023 埼玉県行田市長野952番1号 埼玉県荒川左岸北部下水道事務所 総務・管理担当  
イ 受領期限  
平成21年5月27日(水) 午後5時  
ウ 提出方法  
書留郵便によること。
- 4 その他
- (1) 入札保証金及び契約保証金  
ア 入札保証金  
入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。  
イ 契約保証金  
契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
- (2) 入札の無効  
次に掲げる入札書は、無効とする。  
ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書  
イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書  
ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書
- (3) 契約書作成の要否
- (4) 落札者の決定方法  
財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (5) 手続における交渉の有無

無

- (6) 支払条件  
発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。
  - (7) その他詳細は、入札説明書による。
- ~~~~~
- 埼玉県市長職に就く者  
次のような一級競争入札に付する。  
平成二十一年四月十四日
- 埼玉県長 田 豊 臣
- 1 調達内容
    - (1) 購入等件名及び数量  
古利根川流域下水道清久中継ポンプ場で使用する電気 予定使用電力量 253,894キロワット時
    - (2) 調達案件の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
    - (3) 供給期間  
平成21年7月1日(水)から平成22年6月30日(水)まで。ただし、平成22年度において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があり、履行業務の対価の支払いが困難となる場合、当該契約は解除する。
    - (4) 供給場所  
清久中継ポンプ場
    - (5) 入札方法  
入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価(kWh単価)及び使用電力量に対する単価(kWh単価。同一月においては単一のものとする。)を根拠(小数点以下を含むことができる。)とし、県が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価とすること。  
なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者である



2 競争入札参加資格

かを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(1) 入札に参加することができる者は、本入札に参加するために必要な資格確認を受けた者に限る。

(2) 入札参加者の資格

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 国又は地方自治体において電力調達に係る指名停止等の措置を受けていない者であること。

ウ 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づく指名除外措置を受けていない者であること。

エ 埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止期間中でない者であること。

オ 電気事業法(昭和39年法律第170号)第3条第1項の規定による許可(同条第2項の一般電気事業に係るものに限る。)を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定による特定規模電気事業の届出を行っている者であること。

カ 上記1(1)の数量の電気を供給する能力を有する者であること。

(3) 参加資格要件の確認基準日

平成21年5月13日(水)とする。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒361-0023 埼玉県行田市長野952番1号 埼玉県荒川左岸北部下水道事務所 総務・管理担当 川辺 久美子 電話048-564-0018

(2) 入札説明書の交付場所及び期間  
ア 場所

埼玉県荒川左岸北部下水道事務所

イ 期間

この公告の日から平成21年4月30日(木)まで(日曜日、土曜日及び国民

の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで。

なお、埼玉県荒川左岸北部下水道事務所ホームページからも入手することができる。

ホームページアドレス

<http://www.pref.saitama.lg.jp/A10/BE03/homepage/top.html>

(3) 参加資格審査の申請等

本入札に参加を希望する者は、入札参加表明書及び資格確認書類を持参により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

ア 提出場所

埼玉県荒川左岸北部下水道事務所 総務・管理担当

イ 提出期限

平成21年5月11日(月)から同月13日(水)までの午前9時から午後5時まで

ウ 提出方法

日時を予約し、直接持参すること。

エ 結果の通知

入札参加資格要件を満たしているか否かの通知(確認結果通知書)は、平成21年5月21日(木)に発送する。

(4) 入札・開札の場所及び日時

ア 場所

〒361-0023 埼玉県行田市長野952番1号 埼玉県荒川左岸北部下水道事務所 2階入札室

イ 日時

平成21年5月28日(木) 14時00分

(5) 郵便による場合の入札書のあて先、受領期限及び提出方法

ア あて先

〒361-0023 埼玉県行田市長野952番1号 埼玉県荒川左岸北部下水道事務所 総務・管理担当

イ 受領期限

平成21年5月27日(水) 午後5時

ウ 提出方法

書留郵便によること。

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(2) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書

(3) 契約書作成の要否

(4) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(7) その他詳細は、入札説明書による。



埼玉県告示第六百一十一号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十一年四月十四日

埼玉県長 田 景 匡

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

古利根川流域下水道東中継ポンプ場で使用する電気 予定使用電力量 373,333キロワット時

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 供給期間

平成21年7月1日(水)から平成22年6月30日(水)まで。ただし、平成22年度において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があり、履行業務の対価の支払いが困難となる場合、当該契約は解除する。

(4) 供給場所

東中継ポンプ場

(5) 入札方法

入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価(kWh単価)及び使用電力量に対する単価(kWh単価。同一月においては単一のものとする。)を根拠(小数点以下を含むことができる。)とし、県が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価とすること。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 入札に参加することができる者は、本入札に参加するために必要な資格確認を受けた者に限る。

(2) 入札参加者の資格

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>イ 国又は地方自治体において電力調達の契約に係る指名停止等の措置を受けていない者であること。</p> <p>ウ 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成19年3月27日付け出物第1153号）に基づく指名除外措置を受けていない者であること。</p> <p>エ 埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止期間中でない者であること。</p> <p>オ 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定による許可（同条第2項の一般電気事業に係るものに限る。）を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定による特定規模電気事業の届出を行っている者であること。</p> <p>カ 上記1(1)の数量の電気を供給する能力を有する者であること。</p> <p>(3) 参加資格要件の確認基準日<br/>平成21年5月13日（水）とする。</p> | <p>ア 提出場所<br/>埼玉県荒川左岸北部下水道事務所 総務・管理担当</p> <p>イ 提出期限<br/>平成21年5月11日（月）から同月13日（水）までの午前9時から午後5時まで</p> <p>ウ 提出方法<br/>日時を予約し、直接持参すること。</p> <p>エ 結果の通知<br/>入札参加資格要件を満たしているか否かの通知（確認結果通知書）は、平成21年5月21日（木）に発送する。</p> <p>(4) 入札・開札の場所及び日時</p> <p>ア 場所<br/>〒361-0023 埼玉県行田市長野952番1号 埼玉県荒川左岸北部下水道事務所 2階入札室</p> <p>イ 日時<br/>平成21年5月28日（木）14時30分</p> <p>(5) 郵便による場合の入札書のあて先、受領期限及び提出方法</p> <p>ア あて先<br/>〒361-0023 埼玉県行田市長野952番1号 埼玉県荒川左岸北部下水道事務所 総務・管理担当</p> <p>イ 受領期限<br/>平成21年5月27日（水）午後5時</p> <p>ウ 提出方法<br/>書留郵便によること。</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 入札保証金及び契約保証金</p> <p>ア 入札保証金<br/>入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。</p> <p>イ 契約保証金</p> |
| <p>3 入札書の提出場所等</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| <p>(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先<br/>〒361-0023 埼玉県行田市長野952番1号 埼玉県荒川左岸北部下水道事務所 総務・管理担当 川辺 久美子 電話048-564-0018</p> <p>(2) 入札説明書の交付場所及び期間</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| <p>ア 場所</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| <p>埼玉県荒川左岸北部下水道事務所</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| <p>イ 期間</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| <p>この公告の日から平成21年4月30日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで。</p> <p>なお、埼玉県荒川左岸北部下水道事務所ホームページからも入手することができる。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| <p>ホームページアドレス</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| <p><a href="http://www.pref.saitama.lg.jp/A10/BE03/homepage/top.html">http://www.pref.saitama.lg.jp/A10/BE03/homepage/top.html</a></p>                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| <p>(3) 参加資格審査の申請等</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| <p>本入札に参加を希望する者は、入札参加表明書及び資格確認書類を持参により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(2) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
- イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(7) その他詳細は、入札説明書による。

~~~~~

埼玉県市長選挙六十二回

MT-Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける懸案について、次のとおり競標者入札に付する。

平成二十一年四月十四日

埼玉県長 上田 豊 臣

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量  
職員情報総合管理システム(詳細設計等) 開発委託業務 一式
- (2) 調達案件の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間

契約締結日から平成23年3月25日(金)まで

(4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部財務局会計課が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成20年埼玉県告示第1032号)に基づき、業種区分が「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止期間中でない者であること。

(4) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要綱(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止期間中でない者であること。

(5) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づく指名除外措置を受けていない者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度担当 岡本 電話048-832-0110 内線2243 ファクシミリ048-824-4607

(2) 入札説明書の交付方法

- ア 「埼玉県電子入札共同システム」からダウンロードする場合  
「埼玉県電子入札共同システム」によりダウンロードすること。
- イ 紙媒体での入札を希望する場合  
上記(1)の場所において交付する(事前に電話により連絡をすること。)
- (3) 任録書の交付方法  
上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡をすること。)
- (4) 入札書受付期間  
ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合  
競争入札参加資格の確認を得た日から平成21年5月25日(月)午前10時30分まで  
イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合  
(ア) 郵送の場合  
競争入札参加資格の確認を得た日から平成21年5月22日(金)午後5時まで(必着)  
なお、郵送により提出する場合は、書留郵便によること。  
(イ) 持参の場合  
競争入札参加資格の確認を得た日から平成21年5月25日(月)午前10時30分まで  
なお、代理人が入札書を持参する場合は、委任状を提出すること。
- (5) 開札の場所及び日時  
埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成21年5月25日(月)午前11時
- 4 その他  
(1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨  
(2) 入札保証金及び契約保証金  
ア 入札保証金  
入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。  
イ 契約保証金  
契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた

- 額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
- (3) 入札者に要求される事項  
この一般競争入札への参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を次のいずれかの方法で平成21年5月18日(月)17時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならぬ。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合  
同システムから確認申請する。  
イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合  
3(1)の提出先まで郵送又は持参すること。
- (4) 入札の無効  
次に掲げる入札書は、無効とする。  
ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書  
イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書  
ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書
- (5) 契約書作成の要否
- (6) 落札者の決定方法  
財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格  
設定する(調査基準価格未滿の入札があった場合には、調査の上当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する。)
- (8) 手続における交渉の有無  
無
- (9) 競争入札参加資格の付与  
2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成21年4月20日(月)までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当(電話048-830-5775(直通) 千330-9301埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁

田15番1号)へ提出すること。

- (i0) 支払条件  
発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。
- (ii) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Service of Development

of Staff Information General Management System (Full design)

- (2) Time-limit for tender: By the electronic tender system; 10:30 a.m., May 25 2009 By mail; 5:00 p.m., May 22, 2009 In person; 10:30 a.m., May 25, 2009

- (3) Contact point for the notice: Property Management Section, Finance Division, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, Takasago 3-15-1, Urawa-Ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2243

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第五十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十一年四月十四日から三十日間埼玉県土整備部道路環  
境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年四月十四日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 平井 順一

- 一 道路の種類 国道
- 二 路線名 百二十二号
- 三 道路の区域

旧新別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)	備 考
旧 A	蓮田市大字閩戸字松原二八六五番二地先から同市東三丁目四 一九八番一地先まで	六・二〇〇 二五・二五	三九四二・〇〇	旧Aの一部を告示日をもって蓮田市へ移管。残りの区間 は県道蓮田鴻巣線として管理。
旧新 B	蓮田市大字閩戸字松原二八八八番一地先から同市東三丁目四 一九九番一地先まで	二三・八〇〇 七二・〇〇	三七六二・二〇	

正 誤

埼玉県訓令第四号(平成二十一年三月  
三十一日号外第五号) 中訂正  
ページ 段 行  
一三 上 後ろから六行目を削る。

発行日	毎週 火曜日・金曜日	購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)	発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一 〇四八―八二四―二二―一(代表)	印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 〇四八―八六―二二九〇―一(代表)
発行日	毎週 火曜日・金曜日	購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)	発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一 〇四八―八二四―二二―一(代表)	印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 〇四八―八六―二二九〇―一(代表)